

第5次鎌倉市まち美化行動計画

令和2年（2020年）3月

鎌倉市

【目次】

第5次鎌倉市まち美化行動計画

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	SDGsと本行動計画について	3
4	計画期間	4
5	前計画（第4次鎌倉市まち美化行動計画及び第3次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画）の取組の成果と課題	5
6	第5次鎌倉市まち美化行動計画の特徴	13
7	各実施主体の役割	13
8	まち美化の施策及び目標とその具体的事業	14
	（1）アダプト・プログラムの推進	14
	（2）クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進	14
	（3）路上喫煙防止の推進	16
	（4）不法投棄への対策	17
	（5）あき地の適正管理	17
	（6）飲料等回収容器の適正管理	18
	（7）落書き対策	19
	（8）関係団体等との連携	20
	（9）その他の美化活動	21
	（10）その他の広報活動	22
	（11）その他の支援事項	22
9	実施体制	23
	（1）実施及び点検	23
	（2）進行管理	23

第5次鎌倉市まち美化行動計画

1 計画の目的

鎌倉市では、市、市民、事業者、滞在者等が協働し、まちの美化を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年(2001年)3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例(以下「クリーンかまくら条例」という。)を制定し、同年10月に第1次鎌倉市まち美化行動計画を策定して以降、これまで4次にわたり、鎌倉市まち美化行動計画を策定し、市民との協働によりさまざまな事業を実施し、成果をあげてきました。

また、平成16年(2004年)12月に、まちの美観及び良好な都市環境を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例を制定し、3次にわたり、鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を策定し、市民や関係機関との連携・協働により落書きのない快適な生活環境の保全に努めてきました。

まち美化活動の取組は、道路に捨てられたごみを拾うことや家屋周囲の掃除、落書き消しやビラはがし、不法投棄の防止などが挙げられますが、これらは、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐために重要な取組であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)にも貢献する、身近で幅広い取組です。

美しい環境を保つには、多くの人々が地域に愛着や関心を持って行動することが重要です。

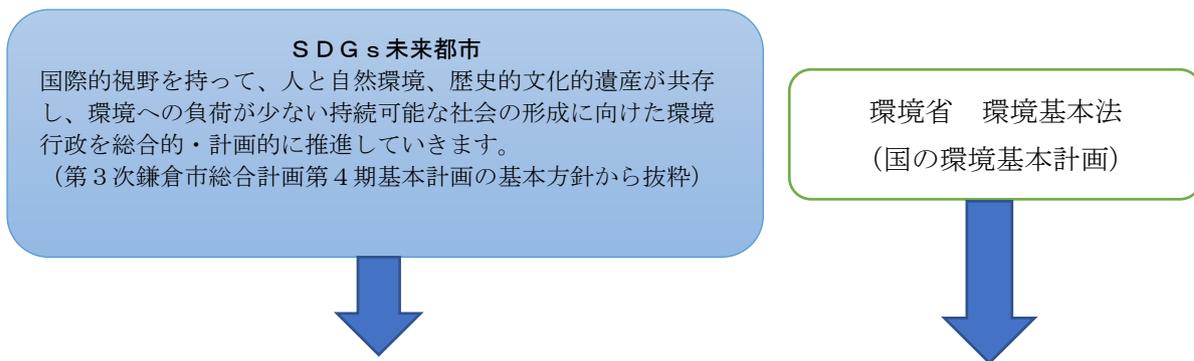
この計画は、市、市民、事業者、滞在者等の協働によるまち美化の取組について、その方向性やそれぞれの役割を明らかにして、まち美化活動を推進し、ごみの散乱や落書きのない美しいまちづくりを実現するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

第5次鎌倉市まち美化行動計画は、鎌倉市落書き防止条例第3条に基づく、「落書きの防止」に必要な施策を含め、クリーンかまくら条例第12条に基づき、まち美化を推進するため、市、市民、事業者、滞在者等が果たすべき役割を定めた行動計画です。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の将来目標のうち、都市環境を保全・創造するまち(3)生活環境 ②快適な生活環境の保全を推進する個別計画として位置付けています。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画



鎌倉市環境基本条例

第3期鎌倉市環境基本計画 (2016年度(平成28年度)から2025年度(令和7年度)までの10年間)

環境基本条例に基づく基本理念を実現するため、基本方針を設定、環境目標を定め、さらに目標ごとの施策の展開と市民、事業者、滞在者、市の役割を定めています。

<関連する目標の柱> 良好な都市環境の創造

<関連する目標の項目> ⑨美化 ごみの散乱や落書きのない美しいまちをめざします。

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和47年(1972年)10月1日条例第23号)
鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例(昭和47年(1972年)10月1日条例第23号)
鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例(クリーンかまくら条例)
(平成13年(2001年)3月26日条例第24号)
鎌倉市落書き防止条例(平成16年(2004年)12月21日条例第9号)
鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例(平成20年(2008年)9月29日条例第9号)

第4次鎌倉市まち美化行動計画・第3次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画
(平成28年(2016年)年3月24日策定)

2つの行動計画を一本化

第5次鎌倉市まち美化行動計画

3 SDGsと本行動計画について

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された、人と地球の未来のために2030年（令和12年）までに達成すべき17の目標です。国際社会で普遍的に適用されるこれらの目標を達成するために企業や自治体が取組を進めています。SDGsの17の目標について、本行動計画と関連性のある目標を念頭に計画を推進します。



○関連性のある目標

目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

3.9 2030年（令和12年）までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。

目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

6.2 2030年（令和12年）までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。

目標 12 つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

- 12.8** 2030年（令和12年）までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

目標 14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1** 2025年（令和7年）までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2** 2020年（令和2年）までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

- 17.17** さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

4 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までとします。

5 前計画（第4次鎌倉市まち美化行動計画及び第3次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画）の取組の成果と課題

(1) アダプト・プログラムの推進

目標 活動団体を増加させ、地域活性化を含めた総合的なまちづくりを推進します。

アダプト・プログラムは、市内の道路、公園、河川等の公共空間について、市民団体等が区域を定めて美化活動を行い、市が各種支援を行うことでごみの散乱のない環境を保つことを目的としています。

実施団体からは、ごみのポイ捨てが少なくなったとの声が寄せられており、まちの美化に大きく貢献している他、地域住民どうしの連携が深まったという副次的な効果もあり、アダプト・プログラムの実施が地域コミュニティの活性化にも貢献していることがうかがえます。

第4次鎌倉市まち美化行動計画策定前は、11団体が活動していましたが、さらに活動団体を増やすために、シンポジウムや講演会の開催、団体活動の周知を図り、計画期間内に2団体増加しました。

一方で、一部の団体では、会員の高齢化や、後継者の育成など、今後の活動が危ぶまれており、後継者の育成につながる啓発活動の拡充が必要です。

地域の事業者の中には自主的に清掃活動を行っているところもあることから、環境意識の高い事業者などにもまちの美化活動の参加を呼びかけ、アダプト・プログラムを推進していく必要があります。

※アダプト・プログラムとは、1985年米国テキサス州で始まった新しい美化活動システムです。ハイウェイの一定区間を道路管理者とボランティアグループが養子縁組(adopt)する方法で美化活動を行うもので、アメリカ全土に広がり、日本においても神奈川県や逗子市でも「アダプト・プログラム」として美化活動などを実施しており、その他多くの自治体等で導入し成果をあげています。

そして、鎌倉でもアメリカの「アダプト・ア・ハイウェイ」を参考に、鎌倉らしいまち美化システムとして、「鎌倉アダプト・プログラム」を取り入れました。

【活動団体】 平成31年（2019年）3月31日現在

ロジュマン・クリーンファイターズ

発足：平成14年（2002年）7月20日 会員数：40人

一斉清掃：月2回 その他日常清掃随時

アダプト区間：鎌倉ロジュマン周辺 1.5km

山崎跨線橋北交差点から藤沢市境までの市道 約1km

ロジュマン脇市道 約0.5km（愛称道路名：柏尾川フラワーロード）

常盤道普請の会

発足：平成18年（2006年）11月1日 会員数：35人

一斉清掃：月1回 その他日常清掃随時

アダプト区間：鎌倉市道 長谷隧道手前から仲ノ坂信号 約0.5km

玉縄城址まちづくり会議

発足：平成 19 年（2007 年）10 月 1 日 会員数：170 人

一斉清掃：月 3 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：鎌倉市道 路線 七曲坂 約 0.3km

（愛称道路名：玉縄城址 歴史の道「七曲坂」）

グリーンバード鎌倉

発足：平成 21 年（2009 年）4 月 会員数：10 人

一斉清掃：年 4 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：若宮大路一部区間 約 0.8km

（愛称道路名：鎌倉若宮大路さわやかロード）

腰越まちづくり市民懇話会

発足：平成 20 年（2008 年）5 月 1 日 会員数：20 人

一斉清掃：5 月から 9 月まで月 1 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：神戸川 約 2.5km 及び 二又川 約 1km

トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS

発足：平成 22 年（2010 年）10 月 1 日 会員数：20 人

一斉清掃：月 1 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：天園ハイキングコース

源氏山周辺

葛原岡・大仏ハイキングコース

北鎌倉周辺までのトレイル

衣張山周辺

長谷配水池から稲村ガ崎までのトレイル

東御門ボランティアグループ

発足：平成 23 年（2011 年）1 月 1 日 会員数：3 人

一斉清掃：2 ヶ月 1 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：西御門の市道約 100m

三菱電機株式会社電子システム事業本部鎌倉地区

発足：平成 23 年（2011 年）3 月 1 日 会員数：20 人

一斉清掃：月 2 回 その他日常清掃随時

アダプト区間：三菱電機株式会社鎌倉製作所周辺の歩道等の一部

鎌倉泣塔クラブ

発足：平成 27 年（2015 年）10 月 1 日 会員数：5 人

一斉清掃：月 1 回

アダプト区間：鎌倉市指定文化財「泣塔」周辺

花と緑のまち梶原山を創造する会

発足：平成 25 年（2013 年）4 月 1 日 会員数：16 名
一斉清掃：月 2 回（毎月第 1・第 3 日曜日）
アダプト区間：梶原 1 丁目～5 丁目（梶原山町内会全域）

鎌倉カステディアルスタッフ

発足：平成 28 年（2016 年）3 月 1 日 会員数：3 名
一斉清掃：毎週 1 回
アダプト区間：鎌倉駅東口駅前及びその周辺

北鎌倉山ノ内清掃会

発足：平成 29 年（2017 年）6 月 1 日 会員数：2 名
一斉清掃：不定期
アダプト区間：北鎌倉駅とその周辺

山ノ内上町第六天清掃隊

発足：平成 30 年（2018 年）4 月 1 日 会員数：30 名
一斉清掃：月 1 回
アダプト区間：山ノ内第六天社周辺及び亀ヶ谷坂の山ノ内側

**(2) クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進
目標 参加者数を増やし、市内の美化を推進します。**

まち美化意識の啓発のため、市民団体との共催により、毎年、春・秋に「クリーンアップかまくら市内一斉清掃」を行っています。

海の部では、材木座、由比ガ浜、坂ノ下、稲村ガ崎、七里ガ浜、鎌倉高校前、浜上、腰越の各海岸、まちの部では、若宮大路及び鎌倉駅周辺、大船駅周辺、北鎌倉駅周辺で実施しています。

平成 28 年度（2016 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの参加者数は、まちの部と海の部を合わせて毎年 3,000 人程度で推移しており、これまでの周知啓発により、自治会・町内会や事業所等に浸透し、安定した参加者数となっています。今後も継続的にクリーンアップかまくらの実施について周知し、市民や事業者の他、来訪者の参加を促し、ごみのポイ捨て削減につなげ、ごみの持ち帰りを定着させていくことが重要です。

また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策が社会的な問題となっていることから、まちや海岸に散乱するプラスチックごみの回収や散乱防止の対策の強化を図ることが重要です。

(3) 路上喫煙防止の推進

目標 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を周知し、路上喫煙を防止します。

「クリーンかまくら条例」で歩行喫煙を控えることとしていますが、歩きたばこによる火傷や服のこげ、吸い殻のポイ捨てなど路上での喫煙についてさまざまな問題が指摘されていたことから、マナーの向上に期待するだけでなく、路上での禁煙をルール化するため、平成21年（2009年）4月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を施行しました。

条例の内容

市内の道路、広場、公園など屋外の公共の場所では、喫煙をしないよう努めるものとし、これらの場所のうち特に人通りの多い鎌倉駅周辺及び大船駅周辺の特定の区域を、路上喫煙禁止区域内として平成21年（2009年）1月に指定しました。

この禁止区域内の公共の場所で喫煙したときは、市長は喫煙を中止するよう指導、命令することができます。命令に違反した者には、罰則として過料2,000円を徴収します。

路上喫煙の1日当たりの指導件数は、平成28年度（2016年度）3.6人から平成30年度（2018年度）1.4人と減少傾向にあります。

路上喫煙禁止区域外で実施した調査（路上喫煙率調査：歩行者数に対する喫煙者数の割合）の結果は、平成27年度（2015年度）（長谷地区）0.06%、平成29年度（2017年度）（大船駅周辺）0.18%、平成30年度（2018年度）（湘南モノレール深沢駅）0.32%と低い数値で推移しています。

さらに、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年（2020年）4月1日から全面施行により、望まない受動喫煙を防止するための取組がマナーからルールへと変わります。

市の観光客数は、平成25年（2013年）に延べ2千万人を超え、若干減少傾向にあるものの、ほぼ横ばいで推移しており、そのうち平成29年（2017年）10月から平成30年（2018年）9月にかけての調査では訪日外国人入込み数は63万人弱と推計しています。

インターナショナルツーリストを迎える観光都市として、受動喫煙対策は、ホスピタリティの向上や人々の健康的な生活の確保に寄与すると考えており、今後、屋外における路上喫煙禁止区域を拡大し、全市において路上喫煙を禁止することを検討しています。

(4) 不法投棄への対策

目標 不法投棄を防止します。

不法投棄物のない清潔で快適な環境を保つため、市が行うパトロールや市民の皆さんからの通報を受け、不法投棄者へ廃棄物等の撤去を求めています。不法投棄者が不明な場合は、不法投棄された土地の所有者等に廃棄物等の撤去を依頼しています。

また、神奈川県と合同で山林や道路際、谷戸など不法投棄されやすい場所（二階堂、十二所、鎌倉山、関谷など各地区の一部）を年4回パトロールしています。不法投棄されやすい場所には、防止看板を設置するなど対策を講じています。平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までの不法投棄物の内訳は次の表のとおりです。

不法投棄物処理件数

	鎌倉地区	大船地区	合計
平成 28 年度 (2016 年度)	27 件	29 件	56 件
平成 29 年度 (2017 年度)	15 件	22 件	37 件
平成 30 年度 (2018 年度)	14 件	22 件	36 件

不法投棄の処理件数は減少傾向にあります。

引き続き、神奈川県と合同で市内の不法投棄されやすい場所のパトロールを実施し、管理者等に廃棄物等の撤去を依頼し、防止看板を設置するなど対策を継続していく必要があります。

(5) あき地の適正管理（関連条例：鎌倉市あき地の環境保全に関する条例）

目標 あき地でのごみの散乱や雑草の著しい繁茂を抑制し、周辺環境を維持します。

市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するため、鎌倉市あき地の環境保全に関する条例を制定し、あき地の所有者等に、あき地が不良状態にならないよう維持管理を指導し、あき地でのごみの散乱や雑草の著しい繁茂を抑止することにより周辺環境の維持を目指しています。

全国的な傾向として、人口減少や高齢化社会を迎え、あき地の面積は今後も増加していくと想定しています。

あき地が長期間放置された場合、雑草の繁茂、ごみの不法投棄や害虫の発生など周辺への影響も懸念されます。

市では、あき地が不良な状態にならないように、毎年6月頃に現地調査を行い、あき地の所有者等に対して草刈り等土地の適正管理について通知を行っています。

さらに、毎年9月頃に再度現地調査を行い、不良な状態が改善されないあき地の所有者等に対して再通知し、改善指導しています。

平成30年度（2018年度）における市内のあき地調査件数は257件で、不良な状態であるあき地に対して6月の通知は131件であり、通知したもののうち66件については早期に改善されています。

今後も調査を継続し、あき地を適正に管理するように所有者等に働きかけていきます。

(6) 飲料等回収容器の適正管理

目標 飲料等の自動販売機に回収容器を設置し、ポイ捨てによるペットボトルや空き缶等の散乱を防止します。

飲料等の自動販売機に回収容器を設置し、ポイ捨てによるペットボトルや空き缶等の散乱を防止するため、事業者等に対し適正な管理を指導しています。

回収容器の設置率は、平成 25 年度（2013 年度）が 92.1%、平成 27 年度（2015 年度）が 96.7%、平成 30 年度（2018 年度）が 95.8%と 90%を超えて推移しています。

回収容器を設置していない場所は、事業者等に設置を要請しており、現在、設置可能な場所には、ほぼ設置されている状況にあります。

今後も継続的に自動販売機付近のペットボトルや空き缶等の散乱を注視し、まち中における拡散を防止するため事業者等への適切な指導を行っていきます。

平成 25 年度（2013 年度）～平成 30 年度（2018 年度） 飲料用自動販売機回収容器設置率

調査年度	自動販売機 設置箇所数	自動販売機 設置台数	回収容器 設置箇所数	回収容器 未設置箇所数	回収容器 設置台数	回収容器 設置率(%)
平成 25 年度 (2013 年度)	713	1,159	657	56	937	92.1
平成 27 年度 (2015 年度)	730	1,151	706	24	1,021	96.7
平成 30 年度 (2018 年度)	702	1,041	673	29	890	95.8

(備考) 自動販売機回収容器設置状況調査は、これまで隔年（2年に1度）で実施していますが、過去2回の調査では設置率が90%を超えていることから、平成29年度（2017年度）は調査を見送りました。

(7) 落書き対策、違反屋外広告物以外の貼り紙への対応

(関係条例：鎌倉市落書き防止条例 平成 16 年（2004 年）12 月 21 日条例第 9 号)

目標 落書きされにくい環境づくり、落書きに気づく体制づくり、落書きされたらすぐに消す体制づくり

まちの美観や都市景観を保ち、落書きのない快適な生活環境を実現するため、平成 16 年（2004 年）12 月に鎌倉市落書き防止条例を制定しました。

市では、鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を策定し、行動計画に基づき、市民団体と連携して落書き被害にあった箇所及び発見日など落書きに関するデータを集積し、自治会・町内会など地域と情報共有し、迅速な消去活動を行い、一定の成果を上げてきました。

また、落書きされにくい環境整備、落書きに気づく意識啓発、描かれたらすぐに消す体制づくりに取り組んでいます。

さらに、落書きは犯罪であるため、落書きをされた施設の管理者に警察署への被害届の

提出を促しています。

落書きの発見件数は、平成 28 年度（2016 年度）が 646 件、平成 29 年度（2017 年度）が 388 件、平成 30 年度（2018 年度）が 381 件と減少傾向にあり、平成 29 年度（2017 年度）は 1 件未消去箇所があるものの、平成 28 年度（2016 年度）、平成 30 年度（2018 年度）の発見した落書きの消去率は、100%を達成しています。

近年、落書き形態が落書きからシールに移行しており、平成 30 年度（2018 年度）は、落書き件数の 66.6%を占めています。シールは短時間に貼られてしまうため、今後増加することが懸念されます。

神奈川県が、腰越海岸擁壁に落書きされにくい素材を採用し、また、材木座海岸の擁護壁に落書き防止看板を設置するなど防止対策を講じてきました。

落書き防止に係るまちの美化推進シンポジウム開催などの周知啓発や自治会・町内会へ落書き情報を通知し情報共有することを継続したことにより、落書きへの関心が高まったことから情報が以前より多く市に寄せられるようになり、早期消去に繋がりました。

市民団体が市内全域を随時パトロールし、早期発見や通報に努め、所有者等の了解が得られた落書きについては、消去を行ってきましたが、市民団体では後継者を育てることが難しいことから、落書き消去にかかる体制を維持することが課題となっています。

今後も、市と警察など関係機関等と連携した落書き防止対策を実施するため、地域の鎌倉市まち美化推進員を中心に自治会・町内会や事業者等の協力を得て新たな落書き消去に係る体制の構築について検討していく必要があります。

(8) 関係団体との連携

目標 まち美化に携わる関係団体と連携し、市内の美化を推進します。

自治会・町内会やそれに準ずる団体が、原則として、毎月 1 回「まち美化統一クリーンデー」を定め、自治会・町内会の区域内の道路等を清掃したことに対し、奨励金を交付しています。平成 30 年度（2018 年度）は、市内の 185 自治会・町内会のうち 124 団体、67.0%の団体が市内の美化活動に取り組み、奨励金 1,293 千円を交付しました。

今後もまち美化への効果が見込まれることから、継続して事業を実施していく必要があります。

(9) その他（美化活動・広報活動・支援事項）

広報紙やホームページ、鎌倉駅地下道「ギャラリー50」等でまち美化に関する広報活動を行っています。

今後も、まち美化活動を推進するために多様な手法で情報発信していくことが重要です。グローバル化する来訪者にも多言語表記により市のまち美化施策の周知啓発を図っていく必要があります。

鎌倉駅地下道「ギャラリー50」展示延日数

平成 28 年度 (2016 年度)	21 日
平成 29 年度 (2017 年度)	20 日
平成 30 年度 (2018 年度)	14 日

まち美化ポスターコンクールの応募人数

中学生を対象として、まち美化ポスターを募集し、まちの美化に対する啓発を実施しています。

	応募人数	表彰人数
平成 28 年度 (2016 年度)	236 人	26 人
平成 29 年度 (2017 年度)	225 人	26 人
平成 30 年度 (2018 年度)	294 人	26 人

ごみの持ち帰りキャンペーン

鎌倉市まち美化推進員と協働し、例年ごみの持ち帰りキャンペーンを年 3 回実施し、啓発メッセージを表示したポケットティッシュを配布しています。

実施日 平成 30 年 (2018 年) 7 月 16 日、11 月 23 日、平成 31 年 (2019 年) 1 月 6 日

実施場所 鎌倉駅東口及び西口駅前広場

配布個数 各回 3,500 個程度



平成 29 年度 (2017 年度) 11 月から外国語表記を 2カ国語表記から 3カ国語表記に変更しました。

6 第5次鎌倉市まち美化行動計画の特徴

- (1) 落書きの形態はさまざまなことから、まち美化の一環として、鎌倉市まち美化行動計画と鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を合わせ、一体的に推進します。
- (2) これまでの美化活動を継続しつつ、環境意識の高い事業者との協働により、美化活動の重要性を効果的に伝え、さらに来訪者がごみの持ち帰りを行うように啓発を繰り返すなど活動を広げていきます。
- (3) 海洋プラスチックごみの削減に寄与するため、国や神奈川県と連携し海岸の美化活動を推進します。
- (4) 全市域の道路や公園、広場、屋外の公共の場所を禁煙区域に指定します。
- (5) 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画にあわせて、SDGsの理念を反映します。

7 各実施主体の役割

(1) 市の役割

きれいな生活環境をつくる施策を総合的に推進し、広報に努めるとともに、自発的なまち美化活動を支援します。

(2) 市民の役割

まち美化における協働の理念を理解し、市が実施する施策に協力し、自ら市内の美化のための活動を行います。

(3) 事業者の役割

まち美化における協働の理念を理解し、市が実施する施策に協力し、まち美化活動に取り組みます。

(4) 滞在者の役割

まち美化における協働の理念を理解し、市が実施する施策に協力し、まち美化のために行動します。

8 まち美化の施策及び目標とその具体的事業

(1) アダプト・プログラムの推進

※SDGs 17

目標 活動団体と連携し、まち美化活動を通して地域活性化を図ります。



実施主体	具体的事業
市	<p>ア 道路等公共空間の清掃、除草等、さまざまなアダプト・プログラムを推進します。</p> <p>イ アダプト・プログラムの団体活動の継続を推進します。</p> <p>ウ 清掃用具の提供等、活動団体に必要な支援を行います。</p> <p>エ 広報紙やホームページ等で活動内容を周知します。</p> <p>オ 活動団体が相互に交流し、情報等を共有できるよう支援を行います。</p> <p>カ 市民団体や地域の事業者にまち美化活動の参加が広がるよう、周知啓発を行います。</p> <p>キ 環境意識の高い事業者などと連携してまち美化を推進します。</p> <p>*アダプト・プログラム</p> <p>市内の道路、公園、河川等の公共空間について、市民等が区域を定めて美化清掃活動を行い、市がそれに対し各種支援を行うことで、ごみの散乱のない環境を保つことを目的とします。</p>
市民等 (事業者含む)	<p>アダプト・プログラムの実施</p> <p>道路等公共空間の清掃、除草等、アダプト・プログラムを実施します。</p>

(2) クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進

※SDGs 14, 17

目標 参加者数を維持し、市内の美化を推進します。



実施主体	具体的事業
市	<p>ア 市民団体との共催事業であるクリーンアップかまくら市内一斉清掃を推進します。</p> <p>イ 広報紙やホームページ等にて市民、事業者、滞在者に広く参加を呼びかけて参加者数を維持します。</p> <p>ウ まち中等に散乱するプラスチックごみの回収を推進し、海洋への流出抑制につなげます。</p> <p>エ 自治会・町内会のまち美化統一クリーンデーで美化活動を推進します。</p> <p>オ 事業者や市民団体等と連携して、海岸の美化活動を推進します。</p> <p>*まち美化重点区域</p> <p>ごみの散乱を防止する必要がある区域で、まち美化対策を重点的に実施してい</p>

	<p>く区域です。人通りが多くごみが散乱する可能性が高い市の中心部や、現在実施されている美化活動が他の区域に波及し、広がっていくことが期待される区域などです。現在、次の4区域を指定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち美化推進第1区域 若宮大路及び鎌倉駅周辺 ・まち美化推進第2区域 大船駅東口周辺 ・まち美化推進第3区域 大船駅西口周辺 ・まち美化推進第4区域 北鎌倉駅周辺 <p>* クリーンアップかまくら市内一斉清掃</p> <p>まち美化意識を啓発するため、市民団体と共催で、毎年、春・秋に「クリーンアップかまくら市内一斉清掃」を実施しています。</p> <p>海の部では、材木座、由比ガ浜、坂ノ下、稲村ガ崎、七里ガ浜、鎌倉高校前、浜上、腰越の各海岸などで実施しています。</p> <p>まちの部では、若宮大路及び鎌倉駅周辺、大船駅周辺、北鎌倉駅周辺などで実施しています。</p> <p>* まち美化統一クリーンデー</p> <p>毎月第1日曜日（原則）を「まち美化統一クリーンデー」に定め、自治会・町内会等がまち美化を推進し、美化意識を啓発するために地域の道路沿いなどで清掃活動を実施しています。</p> <p>* 海岸の美化活動</p> <p>現在、主に海岸の清掃、海岸美化に関する啓発、美化団体の支援及び海岸美化に関する調査・研究等を行うことにより、海岸の自然環境の保全と利用環境の創造に寄与することを目的として設立された公益財団法人かながわ海岸美化財団が、相模湾沿岸において年間を通して計画的な通常清掃を行うほか、海岸パトロール、海岸美化キャンペーンなどの美化啓発事業を実施しています。</p> <p>その他、市民団体が主体となり、例年開催されるビーチクリーンアップキャンペーンでは、材木座海岸から腰越海岸までボランティアの参加による美化活動が実施されています。</p> <p>海に流出した海洋ごみの回収・処分については、国の「地域環境保全対策費補助金」を活用することについて、神奈川県と協議を進めていきます。</p> <p>また、海洋ごみについては、基礎自治体のみで取り組むには非常に負担が大きく困難であり、国による積極的な取組を進めるよう要望していきます。</p>
<p>市民等 (事業者含む)</p>	<p>クリーンアップかまくら市内一斉清掃等への参加</p> <p>市との共催事業であるクリーンアップかまくら市内一斉清掃や自治会・町内会のまち美化統一クリーンデー等に参加します。</p>

	<p>* 鎌倉市まち美化推進員</p> <p>まち美化の推進をすることを目的として、ごみの散乱防止、ペットボトル等の飲料容器やたばこの吸い殻等の散乱防止について、市民や滞在者への意識啓発を図るために、地域性等を考慮して市が委嘱しています。</p> <p>推進員は、市と協働して毎年、春・秋のクリーンアップ市内一斉清掃をはじめ、駅頭や観光スポットでのキャンペーンなどを実施し、まち美化に関する普及、啓発を行っていきます。</p>
--	--

(3) 路上喫煙防止の推進



※SDGs 3

目標 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を周知し、道路や公園、広場など公共の場所での喫煙を禁止します。

実施主体	具体的事業
市	<p>ア 路上喫煙禁止区域での喫煙防止指導を行います。路上喫煙防止を周知するための表示等を設置します。</p> <p>イ 喫煙者と非喫煙者の共存を図り、受動喫煙防止対策やたばこのポイ捨てを防止する観点から民間による屋内喫煙所の設置費補助を行います。</p> <p>ウ 鎌倉市まち美化推進員とともにキャンペーンを行います。</p> <p>エ 全市域の道路や公園、広場、屋外の公共の場所を禁煙区域に指定します。</p> <p>* 路上喫煙防止活動</p> <p>市では、散乱ごみの中でも、たばこの吸い殻が目立っていることや、歩きたばこによる火傷など歩行喫煙についてさまざまな問題が指摘されていたことから、路上喫煙防止について、啓発・指導を行ってきました。</p> <p>以前と比較して、ポイ捨てされた吸い殻は減少傾向にあるものの、引き続き「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき取組を推進していきます。</p>
市民等 (滞在者含む)	<p>喫煙ルールの遵守</p> <p>市内の道路や公園、広場、屋外の公共の場所など、路上喫煙禁止区域では、喫煙しません。</p>

(4) 不法投棄への対策

※SDGs 12, 17

目標：不法投棄を防止します。



実施主体	具体的事業
市	<p>ア 市は日常的に不法投棄防止のための巡回監視を行い、定期的に神奈川県との合同パトロールを行います。</p> <p>イ 市道等の不法投棄に対しては、速やかに現地を確認し、撤去処分に向けた対応を行います。</p> <p>ウ 不法投棄を行った者が判明した場合には、法令に基づき警察等と連携して不法投棄物を撤去させるなど、適切に対処します。</p> <p>エ 不法投棄が繰り返される場所に防止看板を設置し、不法投棄は犯罪であることから不法投棄者への警告を行います。</p> <p>オ 不法投棄された土地の所有者等に、不法投棄をされない対策について助言、指導を行います。</p>
市民等 (事業者、 滞在者 含む)	<p>ア 所有もしくは管理している土地に不法投棄されないような対策をします。対策方法が分からない場合は、市に相談します。</p> <p>イ 不法投棄する者や不法投棄物を発見したときは、法令に基づき警察に通報します。</p> <p>ウ 不法投棄された土地の所有者等は、不法投棄を行った者が判明しない場合は、周辺環境に配慮して、不法投棄物の撤去等適切な対応をします。</p>

(5) あき地の適正管理

※SDGs 3

目標 あき地でのごみの散乱や雑草の著しい繁茂を抑止し、周辺環境を維持します。

実施主体	具体的事業
市	<p>ア 雑草が著しく繁茂し不良状態のあき地の所有者等に、適正な管理を指導します。</p> <p>イ あき地の所有者等へ適正な管理に必要な情報を提供します。</p> <p>ウ 広報紙やホームページを活用し、あき地の適正管理を呼びかけます。</p>
市民等 (事業者 含む)	<p>所有、管理をしている土地等をごみの散乱や雑草の著しい繁茂がないよう清潔に保ち、適正に管理します。</p>

「あき地」の定義

※空家等対策等の推進に関する特別措置法から抜粋

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(6) 飲料等回収容器の適正管理

※SDGs 12



目標 飲料等の自動販売機に回収容器を設置し、ポイ捨てによるペットボトル等の飲料容器の散乱を防止します。

実施主体	具体的事業
市	飲料等の自動販売機における回収容器の設置状況を必要に応じて確認し、ペットボトル等の飲料容器がまち中に散乱しないように適正管理を指導します。
事業者等	飲料及びごみ回収容器の適正管理 ア スーパーマーケット、コンビニエンスストア等は、ごみ分別回収容器を設置し、その周囲を清潔に保ちます。 イ 自動販売機による飲料販売事業者は回収容器を設置し、その周囲を清潔に保ちます。 ウ 自動販売機設置場所の管理者は、販売事業者とともに回収容器及びその周囲を清潔に保ち、鎌倉市まち美化推進委員とも連携し、ペットボトル等の飲料容器がまち中に散乱しないよう努めます。

(7) 落書き対策

※SDGs17

目標 落書きされにくい環境づくり



【基本的施策1】施設管理者の体制の整備

実施主体	具体的事業
市	ア 市内全域の落書き防止パトロールを実施します。 イ 鎌倉市まち美化推進員や自治会・町内会と連携し、落書きされにくい体制を整備します。
市民等 (関係機関 含む)	建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き対策を考慮した構造や素材を使用するよう努めます。

【基本的施策2】周知・啓発の充実

実施主体	具体的事業
市	ア 落書き防止等の周知・啓発のため、広報かまくら、ホームページ等で落書き被害状況やその取組を発信します。 イ 落書き対応マニュアルを、市民・関係者等に周知します。
市民等 (事業者、滞 在者、関係機 関含む)	落書き防止マニュアルの理解に努め、落書き被害防止等に関する協力をします。

目標 落書きに気づく体制づくり

【基本的施策】市と地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

実施主体	具体的事業
市	市職員は、落書きを発見したら、速やかに環境保全課に連絡するよう努めます。引続き、鎌倉市まち美化推進員、鎌倉市違反屋外広告物除却協力員※1、鎌倉市安全安心まちづくり推進アドバイザー※2、自治会・町内会、ボランティア団体等との連携・協力体制を強化します。 ※1 電柱等に貼られた違反屋外広告物を除去するなど景観を守るために市長が委嘱した市民協力員 ※2 安全安心なまちづくりのため地域巡回を行っている市長が委嘱した市民協力員
市民等 (事業者 含む)	鎌倉市まち美化推進員、鎌倉市違反屋外広告物除却協力員、自治会・町内会、ボランティア団体等が連携して落書きの発見・通報に努めます。

目標 落書きされたらすぐに消す体制づくり

【基本的施策】 施設管理者の取組

実施主体	具体的事業
市	<p>ア 市施設への落書きの迅速な消去に努めるとともに、施設管理者や市民に対し、警察への被害届の提出や告訴についての情報を提供し、落書き防止に対する適切な対応を求めます。</p> <p>イ 落書き被害者の落書き消去を支援し、迅速な消去活動を促します。</p>
市民等 (事業者 含む)	<p>ア 自己所有(管理)施設・工作物等への落書き発見に努め、発見したときや通報を受けたときは、速やかに消去します。</p> <p>イ 落書き被害について警察への被害届の提出、告訴を行うよう努めます。</p>

※人権侵害や差別に関する落書きを発見したときは、消さずにすぐ市へ連絡してください。

(8) 関係団体等との連携

※SDGs 17



目標 まち美化に携わる関係団体と連携し、市内の美化を推進します。

実施主体	具体的事業
市	<p>ア 自治会・町内会や事業者と連携し、美化活動を推進します</p> <p>イ アダプト・プログラム活動と連携し、美化活動を推進します。</p> <p>ウ その他、美化活動に取り組む個人や団体等と連携して、まち美化に関する担い手の育成の支援に努めます。</p> <p>エ 鎌倉市まち美化推進員と連携し、美化活動を推進します。</p> <p>オ 市民団体と連携して、環境教育を実施するなど、その担い手の育成を支援する取組を推進します。</p> <p>カ 庁内関係課と連携し、まち美化の推進に取り組みます。</p> <p>キ 小中学校・高校等と連携して、まち美化に関わる活動の機会を広げるため、まち美化活動への参加等を呼び掛けます。</p>

(9) その他の美化活動

※SDGs 6、12、17



実施主体	具体的事業
市	<p>ア 市内の散乱ごみの発生状況等を把握し、必要な対策を講じます。</p> <p>イ 引き続き、市民・事業者と協力して、滞在者や市民が自ら出したごみの持ち帰りを呼び掛けます。</p> <p>ウ 市施設周辺を清掃します。</p> <p>エ 通い道クリーン運動を推進します。</p> <p>オ 生活や事業活動の場で、プラスチック製品を含めたごみの発生抑制を意識したライフスタイル等の周知を図ります。</p> <p>カ 事業者に、ごみ回収容器の設置を要請します。</p>
市民	<p>ア マイバックでの買い物など、プラスチック製品を含めたごみの発生抑制を意識したライフスタイルを心がけます。</p> <p>イ 自宅周辺や通勤・通学路の清掃を行います。</p> <p>ウ 屋外で自ら生じさせた空き缶やプラスチック容器等を持ち帰り、または回収容器に入れ、ポイ捨てをしません。</p> <p>エ ごみ出しのルールを守り、クリーンステーションの周囲を清潔に保ちます。</p> <p>オ 自動車、バイク、自転車等を運転中に車輛等からごみを捨てません。</p> <p>カ トイレの利用マナーやルールを守り、適正な公衆トイレの利用に努めます。</p>
事業者	<p>ア 過剰包装をしないなど、プラスチック製品を含めたごみの発生抑制を意識した事業活動に努めます。</p> <p>イ 地元自治会・町内会等と連携してまち美化活動を行います。</p> <p>ウ 事業所、店舗周辺を清掃します。</p> <p>エ 通い道クリーン運動を実施します。</p> <p>オ 事業者は、ごみ回収容器を設置し、その周辺を清潔に保ちます。</p> <p>カ トイレの利用マナーやルールを守り、適正な公衆トイレの利用に努めます。</p>
滞在者	<p>その他の美化活動</p> <p>ア 自らが出したごみは持ち帰ります。</p> <p>イ 過剰包装の買い物をしないなど、プラスチック製品を含めたごみの発生抑制を意識したライフスタイルを心がけます。</p> <p>ウ 屋外で自ら生じさせたペットボトル等の飲料容器を持ち帰り、または回収容器に入れ、ポイ捨てをしません。</p> <p>エ 自動車、バイク、自転車等を運転中に車輛等からごみを捨てません。</p> <p>オ トイレの利用マナーやルールを守り、適正な公衆トイレの利用に努めます。</p>

(10) その他の広報活動

※SDGs 3、6、17



実施主体	具体的事業
市	<p>ア 広報紙やホームページ、鎌倉駅地下道「ギャラリー50」等でまち美化に関する広報活動を行います。</p> <p>イ まち美化に関する広報活動について、公共交通機関等に協力を求めます。</p> <p>ウ まち美化を主題に市内の児童生徒を対象とした絵画などのコンクール等を実施します。</p> <p>エ 多言語表記によりグローバル・パートナーシップを視野に入れたまち美化活動の周知に努めます。</p> <p>オ 来訪者へポイ捨て禁止やごみの持ち帰りについて周知啓発します。</p> <p>カ 他自治体や関係機関と連携し、広域的なまち美化活動を推進します。</p> <p>キ 公衆トイレの利用マナーやルールをインターナショナルツーリストなど多様な利用者を対象に多言語表記で周知啓発します。</p>
事業者	<p>ア 市の実施するまちの美化に関する広報活動に協力します。</p> <p>イ 職場内での研修等を活用し、まち美化意識の啓発をします。</p>

(11) その他の支援事項

※SDGs 17



実施主体	具体的事業
市	<p>ア 個人や団体からのまち美化活動に関する相談等に応じます。</p> <p>イ まち美化活動に尽力した個人や団体を表彰します。</p> <p>ウ 個人や団体のまち美化活動をホームページ等で広報します。</p> <p>エ 自治会・町内会が実施する美化活動に対し、まち美化活動奨励金を交付して支援を行います。</p>

9 実施体制

(1) 実施及び点検

鎌倉市まち美化行動計画に基づき、市、市民、事業者、滞在者が協働し、まち美化活動を推進します。

鎌倉市まち美化推進協議会に実績報告を行い、点検、進捗報告、施策の進行を図ります。

鎌倉市まち美化推進協議会

鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例第 11 条に規定され、まち美化の推進について基本事項及び重要事項を調査審議する組織です。

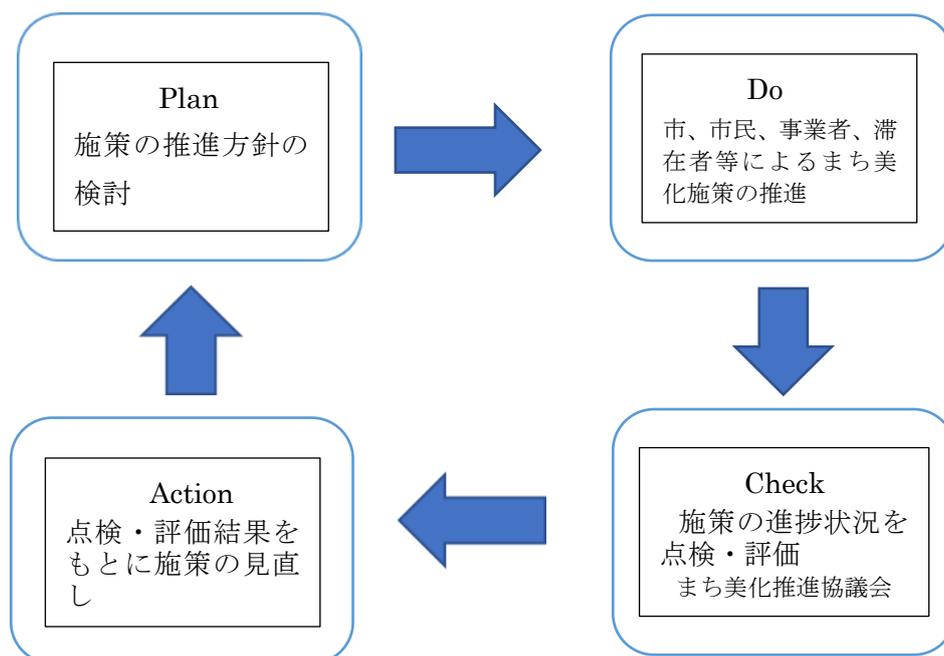
市民、事業者、市民団体、公共的団体（自治町内会連合会、(公社) 鎌倉市観光協会、鎌倉商工会議所）、学識経験者の 11 名で構成されています。

(2) 進行管理

ア 市が実施する事業について、目標を設定します。

イ 各事業の実施状況を把握し、その評価を行います。

ウ 実施した事業の状況等を広報紙やホームページ（かまくら環境白書等）で公開します。



第5次鎌倉市まち美化行動計画

編集・発行

令和2年3月

鎌倉市環境部環境保全課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話（代表） 0467-23-3000

ダイヤルイン 0467-61-3443

FAX 0467-23-8700